

下関市災害時サポーター登録制度募集要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下関市（以下「市」という。）において地震、風水害その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、自らが保有する土地、施設、物品等を市民に提供する等、地域支援が可能な企業、団体等（以下「支援企業等」という。）を下関市災害時サポーターとして登録することにより、市民等の安全の確保、被害の発生及び拡大の防止、市民生活の早期復旧を図ることを目的とする。

(募集の対象)

第2条 市は、下関市災害時サポーターを登録するため、下関市内に所在し、災害時に無償で市民等に対して次条に掲げる支援をすることができる支援企業等を募集するものとする。

(支援の内容)

第3条 支援企業等が提供する支援は、次のいずれか一つ以上に該当するものとする。

- (1) 一時避難場所となる土地、建物等の提供
- (2) 自家発電等による電力、ガス等の提供
- (3) 備蓄物資、資機材等の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害時に必要となる支援

(登録の申出)

第4条 下関市災害時サポーターとして登録されることを希望する支援企業等は、下関市災害時サポーター登録申出書（様式1）及び支援企業等が提供する支援に関する調査票（様式2）を市に提出するものとする。

(支援内容の協議等)

第5条 市は、支援企業等から前条に規定する書類が提出されたとき、支援の具体的内容について当該支援企業等と個別に協議を行うとともに、次の基準に基づき支援内容等の確認を行うこととする。

- (1) 社会一般的に周辺住民等への災害時の支援として妥当と判断できるものであること。

- (2) 支援内容の履行が客観的に可能であると判断できること。
- (3) 過去において、支援企業等で、関係法令に違反する事実がないこと。

(登録)

第6条 市は、前条による協議及び確認の結果、当該支援企業が、下関市災害時サポーターとして適合すると認めるときは、当該支援企業等を下関市災害時サポーターとして登録し、当該支援企業等（以下「登録企業等」という。）に登録認定証（様式3）を交付する。なお、交付された登録認定証の扱いは次の各号によるものとする。

- (1) 登録企業等は、登録認定証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- (2) 登録企業等は、登録認定証を滅失、亡失、汚損、棄損した場合、その旨を連絡し、再交付を受けることができる。

2 登録企業等は、支援内容等を変更しようとするときは、下関市災害時サポーター登録変更申出書（様式4）及び支援企業等が提供する支援に関する調査票を市に提出するものとする。

(登録企業等の責務)

第7条 登録企業等は、災害時において自らが被災し、又は被災するおそれがある等支援を行うことが困難な場合を除き、共助の精神に基づき、可能な限りの支援を行うものとし、支援内容等において問題が発生した場合は、登録企業等の責任において、解決するものとする。

(費用等の負担)

第8条 第3条に規定する支援（以下「登録企業等による支援」という。）に要する費用は、登録企業等の負担とし、市及び市民等には負担させないものとする。

(住民への周知)

第9条 市は、登録企業等の名称、支援内容の情報等について下関市公式ウェブサイト内で掲載する等、広く住民に周知するものとする。

(登録名簿からの抹消)

第10条 登録企業等は、下関市災害時サポーター登録抹消申出書（様式5）を登録認定証に添えて下関市長に提出し、登録の抹消を申し出ることがで

きる。

2 前項の規定にかかわらず、下関市長は、登録企業等が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消するものとする。この場合において、市は、下関市災害時サポーター登録抹消通知書（様式6）により当該登録企業等に登録を抹消した旨を通知するものとする。

(1) 廃業したとき

(2) 事業所を第三者に譲渡したとき

(3) 暴力団排除条例に違反したとき、又は反社会的な行動等があったと認められるとき

(4) その他下関市災害時サポーターとして登録しておくことが適当ではないと市長が認めたとき

3 前項の規定により登録を抹消された登録企業等は、登録認定証を市に返却しなければならない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、下関市災害時サポーターの登録に関し必要な事項は、下関市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。